

8章 日常生活の支援

窓口	<p>障がいのある方の日常生活のため、(1)から(30)まで様々な支援があります。</p> <p>(1)～(22)までの窓口は、居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）です。（※市町村域によってはサービスを提供する事業所がない場合があります。）</p> <p>(23)から(30)までの窓口は、それぞれに窓口を記載しています。</p>
----	--

(1) 計画相談支援

内容	<p>障がい福祉サービス等の支給決定等の前に、ご本人やご家族の希望や状況等を確認しながら、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案を作成します。支給決定等の後に、サービス事業者等との連絡調整及びサービス担当者会議を行い、サービス等利用計画を作成します。</p> <p>支給決定後、一定期間ごとにモニタリングを実施し、計画の見直しを行います。</p> <p>（資料編182ページ「相談支援事業所」で「特定」の欄に○が記載された指定特定相談支援事業者が実施します。）</p>
----	--

(2) 地域相談支援（地域移行・地域定着支援）

内容	<p>地域移行支援では、障がい者支援施設等や精神科病院、保護施設、矯正施設等に入所・入院している方に対して、地域生活へ移行するための活動に関する相談・支援を行います。</p> <p>地域定着支援では、常時の連絡体制の確保や、緊急時の支援を行い、居宅において単身で生活する方等が地域生活を継続できるように支援します。</p> <p>（資料編182ページ「相談支援事業所」で「一般」の欄に○が記載された指定一般相談支援事業者が実施します。）</p>
----	--

(3) 障がい児相談支援

内容	<p>障がい児通所支援の給付決定又は給付決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成します。給付決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整の上、障がい児支援利用計画の作成を行います。給付決定後、一定期間ごとにモニタリングを行います。</p>
----	---

(4) 居宅介護（ホームヘルパーの派遣）

内容	日常生活を営むのに支障となる障がいのある方に対して、居宅における食事、入浴等の身体介護、洗濯、掃除、買い物等の家事援助、通院介助等を行います。 ■ 介護保険によるホームヘルパーの派遣もあります。 ⇒「介護保険」（169ページ）を参照してください。
----	---

(5) 重度訪問介護

内容	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある方で常時介護を要する者に対して、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
----	---

(6) 同行援護

内容	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の支援を行います。
----	---

(7) 行動援護

内容	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。
----	---

(8) 短期入所（ショートステイ）

内容	障がいのある児(者)を介護している家族が病気や出産、その他私的な理由により介護が困難となった場合、一時的に施設を利用（宿泊）できます。 ■ 介護保険による短期入所（ショートステイ）もあります。 ⇒「介護保険」（169ページ）を参照してください。
----	--

(9) 重度障がい者等包括支援

内容	常時介護が必要な障がいのある方に対して居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供します。
----	--

(10) 療養介護

内容	医療及び常時介護を必要とする障がいのある方に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行います。 療養介護のうち医療にかかるものは療養介護医療として提供します。
----	--

(11) 生活介護

内容	常時介護が必要な障がいのある方に、入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創造的活動や生産活動の機会を提供します。
----	--

(12) 自立訓練（機能訓練）

内容	一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。
----	---

(13) 自立訓練（生活訓練）

内容	一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。 宿泊型自立訓練では、居室その他の設備を利用させるとともに家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。
----	--

(14) 就労移行支援

内容	一般就労が見込まれる65歳未満又は65歳以上（65歳になる前5年間障がい福祉サービスの支給決定を受けており、利用開始時65歳未満）の障がいのある方に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及び就労活動に関する支援等を行います。
----	---

(15) 就労継続支援A型

内容	一般就労が困難な障がいのある方のうち、雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満又は65歳以上（65歳になる前5年間障がい福祉サービスの支給決定を受けており、利用開始時65歳未満）の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就労活動に関する支援等を行います。
----	--

(16) 就労継続支援B型

内容

一般就労が困難な障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援を行います。

(17) 就労定着支援

内容

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

(18) 自立生活援助

内容

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していった障がいのある方に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

(19) 共同生活援助（グループホーム）

内容

地域において共同生活を営むのに支障のない障がいのある方に、主として夜間ににおいて、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の支援を行います。

(20) 施設入所支援

内容

夜間に介護を必要とする障がいのある方に、居住の場を提供し、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

「障がい者支援施設」とは、居住の場を提供するとともに主として夜間の支援を行う「施設入所支援」と日中活動の支援を行なう「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援B型」を組み合わせて行う施設のことを言います。

(21) 児童福祉施設等（障がい児関係）（資料編54ページ）

身 知 精 難

内容	① 児童発達支援    
	未就学児が家庭から通所しながら、身近な療育を受けることができます。
	② 放課後等デイサービス    
	就学児が放課後や夏休み等の長期休暇中に家庭や学校から通所しながら、生活能力向上のための訓練等が受けられます。
	③ 保育所等訪問支援    
	保育所等を利用する障がい児が保育所等での集団生活に適応できるように、支援員が保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。
	④ 居宅訪問型児童発達支援    
	重度障がい児の居宅に支援員が訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	⑤ 障がい児入所施設    
	障がい児が施設で生活しながら、日常生活に必要な知識や技能を身につけることができます。

(22) ガイドヘルパー（移動支援従事者）の派遣

内容	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的としてガイドヘルパー（移動支援従事者）を派遣します。
----	--

(23) 手話通訳者の派遣

内容	障害者総合支援法に基づき、手話通訳者を派遣します（特に専門性の高いものについては大阪府にて実施）。
対象者	聴覚障がい者及び言語障がい者
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ） 大阪聴力障害者協会（資料編43ページ）

(24) 要約筆記者の派遣



内容	障害者総合支援法に基づき、要約筆記者を派遣します（特に専門性の高いものについては大阪府にて実施）。
対象者	聴覚障がい者及び言語障がい者
窓口	居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課（資料編1ページ） 大阪府中途失聴・難聴者協会（資料編43ページ）

(25) 市町村障がい者相談支援事業



内容	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、専門機関の紹介やピアカウンセリングを行います。
窓口	市町村相談支援事業所（資料編182ページ「相談支援事業所」で「直営」「委託」の欄に〇が記載された事業者。）

(26) 地域活動支援センター



内容	利用者に対し相談支援、生活支援、地域交流、余暇支援及び機能訓練の提供等の支援を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。
窓口	地域活動支援センター（資料編157ページ）

(27) 日中一時支援



内容	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。
窓口	日中一時支援事業所（資料編167ページ）

(28) 福祉ホーム



内容	18歳以上の障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、低額な料金で居室その他の設備を利用することができます。利用料算定方式に基づいた利用料が必要です。
窓口	居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）

(29) 盲ろう者通訳・介助者派遣事業

内容	<p>① 派遣内容 盲ろう者通訳・介助者派遣事業では、大阪府内に居住する盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人・年齢を問わない）で身体障がい者手帳の1級又は2級の交付を受けた人を対象に、通訳・介助者の派遣を実施しています。</p> <p>【派遣が認められない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、次に掲げるものを除く。 <ul style="list-style-type: none"> イ 総合支援法に基づく同行援護を通訳・介助者以外の者から受ける場合であって、当該同行援護を受けて行う活動のうち通訳に係るもの □ 総合支援法に基づく指定障害者福祉サービスに係るものうち通所に係るものであって、当該通所のための介助及び1日当たりの当該サービス利用時間のうち1時間に係る通訳 ハ 反復継続的な活動のうち収入を得ないものであって、日常の当該活動のための移動の介助を行う者（業務として当該介助を行う者を除く。）が病気その他のやむを得ない事情によって当該介助を行うことができないと認められるもの 二 通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合 三 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合 <p>② 利用料 派遣に要する費用は無料です。ただし、派遣を受けておこなおうとする活動に関して発生する利用者と通訳・介助者の交通費、入場料、その他の費用については、利用者の負担となります。</p> <p>③ 利用申込み あらかじめ利用登録を行い、原則として派遣を希望する10日前までに通訳・介助者派遣申請を行ってください。</p>
対象者	大阪府内に居住する盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人・年齢を問わない）で身体障がい者手帳の1級又は2級の交付を受けた人
窓口	大阪障害者自立支援協会（資料編42ページ）

(30) 発達支援拠点



内容	発達障がい児の支援のため、個別療育や保護者支援を行っています。また、圏域内の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所、小・中学校など障がい児通所支援事業所等を対象とした機関支援を行っています。
対象者	発達障がい児とその家族、障がい児通所支援事業所等
窓口	<p>①こども発達支援センター青空（そら） （所在地）箕面市稻6-15-26 あいあいプラザ内 TEL：072-729-0125 FAX：072-729-8100</p> <p>②こども発達支援センターW i l l（ウィル） （所在地）高槻市城北町1-6-8 奥野ビル2F TEL：072-662-0100 FAX：072-662-0056</p> <p>③自閉症療育センターL i n k（リンク） （所在地）枚方市岡東町24-10 アイエス枚方ビル3F TEL：072-841-2411 FAX：072-841-2412</p> <p>④発達障害支援センターPAL（パル） （所在地）東大阪市菱江5-2-34 東大阪市立障害児者支援センター内 TEL：072-975-5712 FAX：072-975-5718</p> <p>⑤こども発達支援センターSun（サン） （所在地）富田林市栗ヶ池町2969-5 レインボーホールB1F TEL：0721-26-7331 FAX：0721-26-7377</p> <p>⑥自閉症児支援センターWave（ウェーブ） （所在地）貝塚市東山2-1-1 TEL：072-421-3011 FAX：072-421-3011</p>